

# 備前市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

備前市告示第63号

平成18年12月22日

## (目的)

第1条 この告示は、大規模地震発生時の住宅の倒壊を防止し、市街地の被害を減ずるため、民間の既存木造住宅の耐震改修に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することを目的とする。

## (通則)

第2条 市の交付する補助金は、備前市補助金等交付規則（平成17年備前市規則第58号）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

## (定義)

第3条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造の一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 次のいずれかに該当する既存木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
  - ア 岡山県建築物耐震診断等事業を活用するもの
  - イ 国土交通省が示す技術指針に定める方法に基づき行うもの
- (3) 耐震化工事 耐震診断又は既存住宅性能評価の結果により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の耐震改修工事（別表第1に定める耐震基準を確保するために行うものに限る。）又は建替工事（従前の敷地外へ移転して行うものを除く。）

## (補助の対象、補助金の交付額等)

第4条 補助金の交付の対象となる既存木造住宅は、次のすべての要件に該当するものとする。

- (1) 市内に存する民間のものであること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に工事着手され、かつ、2階建て以下であること。

2 補助金の交付の対象となる経費、補助率等は、別表第2に定めるところによる。

## (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、備前市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

## (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当であると認めるときは、備前市木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

2 市長は、前項の審査を行うに当たり、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法

律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第2条に規定する所管行政庁に意見を求めた上で、当該申請の耐震化工事の内容が、別表第1に掲げる耐震基準を確保できるものであることを確認するものとする。

3 前項の所管行政庁は、市長から前項の意見を求められた場合には速やかに回答するものとする。

(中間検査)

第7条 補助事業者は、前条第1項の交付決定を受けた場合において、市長から指定された中間工程の工事が完了したときは、備前市木造住宅耐震化工事中間検査申請書(様式第3号)を市長に提出し、中間検査を受けなければならない。ただし、建替えの場合は、この限りでない。

(事業内容の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の各号に定める区分により当該各号に定める書類に必要書類を添えて速やかに市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額に変更が生じるとき。

備前市木造住宅耐震改修事業費補助金交付変更申請書(様式第4号)

(2) 補助金の額に変更が生じないとき。

備前市木造住宅耐震改修事業変更承認申請書(様式第5号)

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

備前市木造住宅耐震改修事業の中止(廃止)承認申請書(様式第6号)

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、これを承認し、その旨を備前市木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定変更通知書(様式第4-1号)又は補助事業の変更・中止(廃止)承認書(様式第5-1号)により、補助事業者に通知するものとする。

(完了検査)

第9条 補助事業者は、耐震化工事のすべてを終了したときは、備前市木造住宅耐震化工事完了届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、完了検査を実施し、耐震化工事の完了を確認するものとする。ただし、耐震化工事について建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたものは、この限りでない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して10日以内に、補助事業実績報告書(様式第8号)に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を補助金等確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

（公表）

第12条 市長は、本事業の耐震化工事の結果を遅滞なく公表するものとする。

2 公表の方法は、市長が別に定める。

（取引上の開示）

第13条 本事業による耐震化工事を実施した木造住宅を所有する者は、当該木造住宅を譲渡し、又は貸与しようとするときは、譲受人又は貸借人に、耐震化工事の結果を開示しなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条に規定する申請書の提出があったものについては、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第3条、第6条関係）

既存木造住宅の性能		耐震基準
耐震診断	上部構造評点が0.7未満のもの	上部構造評点が1.0以上
	上部構造評点が0.7以上1.5未満のもの	上部構造評点が1.5以上
既存住宅性能評価	耐震等級が1に満たないもの	耐震等級が1以上

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	補助率等
耐震化工事に要する費用（建替えの場合は、耐震改修工事相当分の費用） ただし、住宅の延べ面積に対して32,600円/m <sup>2</sup> ×0.23を限度とする。	補助対象経費の3分の2以内 ただし、一住宅につき 限度額300千円とする。

様式第1号（第5条関係）

備前市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書

年 月 日

備前市長 様

申請者 住所  
氏名

印

備前市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり必要書類を添えて申請します。

なお、備前市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第12条及び公表に関する規定に基づき行われる、耐震改修の結果の公表については同意し、異議を一切申し立てません。

所 有 者	住所 氏名	Tel	
規 模	地上 階・地下 階	建築面積	m <sup>2</sup> 延べ面積 m <sup>2</sup>
既存建築年月日	年 月 日	着工	
補助事業に要する経費	円	補助対象経費	円
補助金申請額	円	・ 契約予定日	・ 年 月 日
		・ 完了予定日	・ 年 月 日
添 付 図 書	(1) 既存木造住宅の建築確認済証・検査済証の写し、その他の工事着手時期が推測できる書類 (2) 既存木造住宅の登記事項証明書の写し、又は所有権が推測できる書類 (3) 既存木造住宅の所有者と占有者（居住者）又は土地所有者とが異なる場合は、これらの利害関係者の耐震化工事実施に係る同意書 (4) 既存木造住宅の付近見取図 (5) 既存木造住宅の外観写真（2面以上） (6) 耐震化工事物件調書（別記様式1-1） (7) 配置図及び道路関係立面図（別記様式1-2）（耐震改修促進法第6条第3号の政令で定める特定建築物に該当が有りの場合のみ添付）		
備 考	補助事業の施行場所：備前市		